

第六十六号議案

江戸川区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年九月二十六日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

江戸川区自転車駐車場条例（平成十一年十二月江戸川区条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改める。

第四条第一項中「二階部分が露天であるものの当該部分に係る」を「別表第三に定める駐車場の部分を使用する場合の」に、「同表」を「別表第二」に改める。

第八条中「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改める。

別表第一江戸川区瑞江駅東四号駐車場の項の次に次のように加える。

江戸川区瑞江駅東五号駐車場

江戸川区瑞江二丁目一八番六号

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第四条関係）

名称	部分
江戸川区一之江駅北口駐車場	
江戸川区京成小岩駅北二号駐車場	二階部分
江戸川区瑞江駅東一号駐車場	
江戸川区瑞江駅東五号駐車場	全面
江戸川区篠崎駅東駐車場	二階部分

付 則

この条例は、江戸川区規則で定める日から施行する。

( 説明 )

大型自転車等及び利用者の増加により、新たに江戸川区瑞江駅東五号駐輪場を設置するほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。